

改正後	現行
<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（職員の特任）</p> <p>第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>第八条～第十二条（略）</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第十四条・第十五条（略）</p> <p>（処遇の方針）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>7（略）</p>	<p>第一条～第六条（略）</p> <p>（職員の特任）</p> <p>第七条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める場合の介護職員及び看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>（第四十二条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を</p> <p>第八条～第十二条（略）</p> <p>（サービス提供困難時の対応）</p> <p>第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の紹介等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>第十四条・第十五条（略）</p> <p>（処遇の方針）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6（新設）</p> <p>6（略）</p>

第十七条～第二十三条 (略)

(緊急時等の対応)

第二十三条の二 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第十二条第一項第二号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第二十四条～三十七条 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十八条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

9 (略)

第三十九条～第四十六条 (略)

(職員)

第四十七条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入

第十七条～第二十三条 (略)

(新設)

第二十四条～三十七条 (略)

(サービスの取扱方針)

第三十八条 (略)

2～7 (略)

(新設)

8 (略)

第三十九条～第四十六条 (略)

(職員)

第四十七条 (略)

2～4 (略)

5 第一項第二号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの(以下「本体施設」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入

所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6～8 (略)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一・二 (略)

三 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

四・五 (略)

10～15 (略)

第四十八条～第五十五条 (略)

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

6～8 (略)

9 第一項第三号及び第五号から第七号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

10～15 (略)

第四十八条～第五十五条 (略)